(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
前橋市田口町字下田尻一四三番一から同市田口町字下田尻一三八番九まで	前	二三・〇〇～二七・〇〇メートル	〇・三一九キロメートル
	後	二三・〇〇～三五・〇〇	〇・三一九

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市関根町字赤城一〇番一から同市田口町字上田尻一七七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十日

○近畿地方整備局告示第百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十七、指定の有効期間の欄中「平成十六年十二月八日から五年間」を「平成二十一年十二月八日から五年間」に改める。

○中国地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長門市仙崎字網田三三一番二から同市仙崎字屋敷六六番四まで	前	一一・五八～五四・二〇メートル	一・一二一キロメートル
	後	一二・〇〇～五七・二〇	一・一二一

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	長門市仙崎字堤尻二九八番一地先官有無番地から同市仙崎字網田三三一番二まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
〃	長門市仙崎字網田三三五番一から同市仙崎字屋敷六六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十一年十二月十日

○四国地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
吉野川市山川町前川一七番から同市山川町祇園一番五地先まで	前	三〇・五三～四六・五七メートル	〇・一二六キロメートル
	後	三〇・八四～四六・五七	〇・一二六

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	吉野川市山川町前川一七番から同市山川町祇園一番五地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十日

○九州地方整備局告示第百三十四号

福岡県道路公社において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県糸島郡二丈町大字福井字角ノ下四七九二番二から佐賀県唐津市浜玉町渕上字勝川一五九八番一まで	前	BA 七・六〇～一六・四五～一六・四五メートル	六三・〇〇～一三一・〇〇	一〇・四五キロメートル
	後	BA 七・六〇～一六・四五～一六・四五	六三・〇〇～一三一・〇〇	一〇・四五〇〇

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局、同局福岡国道事務所及び福岡県道路公社

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。